

睦沢町立睦沢中学校校舎建設事業
「基本計画策定」及び「事業者選定アドバイザー」
業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 業務名
睦沢町立睦沢中学校校舎建設事業
「基本計画策定」及び「事業者選定アドバイザー」業務委託
- (2) 業務内容
別紙「業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和8年12月15日
- (4) 委託料上限額
56,000,000円（2か年総額、消費税及び地方消費税を含む。）
※提出を受けた参考見積書の金額により決定するが、上限額を超えた提案書は受付しない。
各年度の上限額は次のとおりとする。

令和7年度	41,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和8年度	15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 担当部署
千葉県長生郡睦沢町 総務課 行政管財班
〒299-4492 千葉県長生郡睦沢町下之郷 1650-1
電話：0475-44-2516
FAX：0475-44-1729
E-mail：kanzai@town.mutsuzawa.chiba.jp
- (6) 応募に当たっての留意事項
 - ア) 本プロポーザルに参加するもの（以下、「応募者」という。）から本業務委託の一部の再委託を受けようとするもの（以下、「協力会社」という。）は、本プロポーザルの応募者や他の応募者の協力会社になることはできない。
 - イ) 本業務の受託者となったもの及びその協力会社、並びにこれらいずれかのものと資本面もしくは人事面で関係のあるものは、今後発注予定の睦沢町立睦沢中学校校舎建設事業に係る設計施工一括発注方式の応募者に加わることはできない。
 - ウ) 各種の手続きにおいて、電子メールにより資料を提出する場合には、必ず担当部署に受信確認をすること。

2 参加資格要件

応募者は、次に掲げる要件をすべて満たす単独企業とする。ただし、応募者は業務の一部を再委託することができるものとする。この場合は、様式第8号にて協力会社として登録すること。

- (1) ちば電子入札共同システムによる令和6・7年度睦沢町競争入札参加資格名簿の「種別：コンサル」に登録されているものであること。

もしくは、ちば電子入札共同システムによる令和6・7年度千葉県競争入札参加資格名簿の「種別：コンサル」に登録されているもので、参加表明書の提出までに、睦沢町への団体追加申請に必要な手続きを行い、審査中であること。この場合、団体追加申請が不認定となった時点で、本プロポーザルの参加資格を失う。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 参加表明書の提出から契約締結までの間に、睦沢町又は千葉県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続き開始の申立てがなされていないものであること。
- (5) 過去6か月の間に、不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (8) 当該年の直前1年の国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (10) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (11) 平成27年4月以降において、元請けとして、官公庁（国又は地方公共団体等）が発注する以下に示す同種業務のア及びイのいずれにも実績があること。

ア：学校施設整備に係る基本計画（基本構想）策定業務又は実施設計業務等

イ：工事の設計施工一括発注方式（以下、「DB方式」という。）事業者選定アドバイザー業務又は建築物の整備を伴うPFI等の事業者選定アドバイザー業務

3 応募手続き

- (1) プロポーザルに係る書類等の配布方法及び期間

プロポーザルに係る書類等は、本プロポーザルホームページから入手するものとする。

- (2) スケジュール

本プロポーザルの質問の受付から選定結果の公表に至るまでのスケジュールは、以下のとおりとする。ただし、睦沢町の都合により予定が変更となる場合が

ある。なお、受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

質問書の受付	令和7年4月2日(水)～令和7年4月10日(木)
参加表明書の受付	令和7年4月2日(水)～令和7年4月15日(火)
質問書への回答	令和7年4月18日(金)
参加資格確認 及びヒアリング通知	令和7年4月18日(金)
業務提案書の受付	令和7年4月21日(月)～令和7年5月20日(火)正午
選定審査会 (ヒアリング)	令和7年5月27日(火)～30(金)(予定)
優先交渉権者の公表	令和7年6月上旬

(3) 質問書の受付

本プロポーザルに関する質問は、令和7年4月2日(水)から令和7年4月10日(木)までに、質問書(様式第1号)により作成し、電子メールにより担当部署まで提出するものとする。電子メールの件名は、「睦沢町立睦沢中学校校舎建設事業(質問書)」とし、電子メールの送信後には、必ず電話により受信確認をすること。

(4) 参加表明の受付

令和7年4月2日(水)から令和7年4月15日(火)までに、下記提出資料を電子メールにより担当部署まで提出するものとし、電子メールの送信後には、必ず電話により受信確認をすること。

ア(様式第2号)参加表明書

イ(様式第3号)応募者の業務実績等の資料

ウ(様式第4号)応募者の業務実績の概要

(5) 質問書への回答

上記(3)の質問に対する回答は、令和7年4月18日(金)に本プロポーザルホームページにて公表する。ただし、参加資格に関する質問への回答は、当該ページに随時公表する。電話、口頭等による質問への個別対応は行わない。

(6) 参加資格確認

上記(4)の参加表明書を提出した応募者に対し、参加資格を確認した結果について、電子メールにて個別に回答する。併せて参加資格を有すると認めたものにあつては、業務提案書の提出を要請する。

(7) 業務提案書の受付

令和7年4月21日（月）から令和7年5月20日（火）正午までに、下記提出資料を担当部署まで持参若しくは郵送（書留郵便にて令和7年5月20日（火）正午必着）にて提出するものとする。

下記提出資料ア～コの副本については、応募者及び協力会社の企業名が判明できる表現を使用しないものとし、1部ずつア～コの順にまとめ提出すること。

提出書類	提出部数
ア（様式第5号）業務提案書表紙	正本1部、副本10部
イ（様式第6号）管理技術者の業務実績	
ウ（様式第7号）管理技術者の業務実績の概要	
エ（様式第8号）協力会社の登録	
オ（任意様式）業務実施体制及び業務実施方針※	
カ（任意様式）基本計画策定に向けて※	
キ（任意様式）DB方式事業者の選定に向けて※	
ク（任意様式）具体的な業務の進め方※	
ケ（任意様式）見積書※	
コ（任意様式）見積書の積算内訳※	
サ 上記電子データ（Microsoft Word形式、Microsoft Excel形式、PDF形式）を記録したCD-ROM又はDVD-ROM	1部

※「4 業務提案書等の記載要領」を参照

(8) 選定審査会（ヒアリング）

ア 提案書を提出した応募者に対して、令和7年5月23日（金）にヒアリングの詳細（会場や時間、ヒアリング参加可能人数など）を電子メールにて通知する。

イ 様式第6号において管理技術者として届け出た者は、必ず出席すること。

ウ 様式第8号において届け出た協力会社の技術者は、審査会に出席することができる。

エ 業務提案書に基づく概略説明、選定委員による質疑応答の形式を想定しているため、新たな資料の用意は不要である。

オ 1者ずつの呼び込み方式とし、持ち時間は説明（プレゼンテーション）30分、質疑20分の計50分とする。

カ パソコンの使用を可能とするが、使用する場合は会場にパソコンを持参すること。（会場には大画面テレビ、HDMIケーブル5m、LANケーブルを備えている。）

キ ヒアリングの順番は、参加表明書の提出順とする。

ク 欠席をした場合は、失格とする。

(9) 優先交渉権者の公表

選定結果については、令和7年6月上旬に、業務提案書を提出した応募者に通知するほか、本プロポーザルホームページにて公表する。

4 業務提案書等の記載要領

提案書に記載する際のフォントの種類や大きさについて、特段の指定はないが、提案書の読みやすさも評価の対象になることから、資料の見やすさに配慮して作成すること。

(1) 業務実施体制及び業務実施方針（任意様式）

ア 作成上の注意（A4判、片面2枚まで、図・表の使用は可）

以下の項目を含めた記述とすること。

- ・取組方針と体制（協力会社がある場合は明示すること）
- ・担当チームの特徴・強み（技術面や制度など特筆すべき項目を明示）

イ 評価の視点

- ・企画提案の内容が、本業務の趣旨及び目的を十分に理解したものとなっているか。
- ・効果的に遂行できる実施体制になっているか。

(2) 基本計画の策定に向けて（任意様式）

ア 作成上の注意（A4判、片面4枚まで、図・表の使用は可）

以下の項目を含めた記述とすること。

① 敷地内における配置計画や既存施設との動線

本業務における中学校校舎については、既存敷地内（**区域図ピンク色着色部**）に計画（改築）するものである。

- ・工事期間中の仮設校舎は想定していない。
- ・既存プール（未使用）の撤去は可能とする。

なお、本町の園小中一貫教育を推進するうえで、将来を見据えた園小中学校の全体像としての配置については、現在の敷地に加え緑色着色部も中学校敷地とすることを想定している。

② 睦沢町における中学校の将来望まれる姿

- ・自然災害や感染症への対応（避難場所としての機能含む）
- ・カーボンニュートラル、省エネ、省資源化への対応
- ・社会情勢の変化やデジタル社会の進展を見据えた対応

イ 評価の視点

- ・既存施設を考慮した上での配置計画の考え方の提案がなされているか。
- ・将来望まれる姿が項目毎に示されているか。
- ・仕様書に基づく業務のほか、独自性又は創意工夫がされ、本業務がより充実する提案がなされているか。

(3) DB方式事業者の選定に向けて（任意様式）

ア 作成上の注意（A4判、片面2枚まで、図・表の使用は可）

どのような方針でDB方式事業者を選定するのか、また業務実施中に発生が見込まれる課題を挙げ、その課題への対応策を記述すること。

イ 評価の視点

- ・睦沢町に合致した課題を挙げているか。
- ・具体的な対応策等が示されているか。

(4) 具体的な業務の進め方（任意様式）

ア 作成上の注意（A4判、片面3枚まで、図・表の使用は可）

睦沢町が提示した業務内容（業務委託仕様書参照）を実施するにあたり、必要であると考えられる作業項目、具体的な作業内容、手順を記述すること。

イ 評価の視点

- ・業務内容を検討した上で、適切な作業項目を提案しているか。
- ・応募者が記述した作業項目について、具体的な作業内容、手順が適切に示されているか。

(5) 見積書及び積算内訳書（任意様式）

「1(4) 委託料上限額」を踏まえ、見積書（消費税及び地方消費税を除いた金額）を作成すること。また、積算内訳書は業務委託仕様書に示す業務内容に沿って記載すること。

5 業務提案書の評価方針

(1) 選定委員会の設置

公募型プロポーザル方式を適正かつ円滑に実施するために、『睦沢町立睦沢中学校校舎建設事業「基本計画策定」及び「事業者選定アドバイザー」業務委託候補者選定委員会』（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 評価基準

選定委員会の委員が、以下の評価基準に基づいて評価する。

評価項目	評価の着眼点	配点基準
応募者の評価	本業務に対する理解度	10
技術者の評価	業務実施体制	10
業務提案の評価	業務実施方針	10
	基本計画の策定に向けて	20
	DB方式事業者の選定に向けて	20
	具体的な業務の進め方	10
ヒアリングの評価	ヒアリングに関する事項	10
見積金額の評価	見積書の金額	10

(3) 優先交渉権の決定

選定委員会において、評価点の合計が満点の60%以上であるもののうち、合計得点が最も多い事業者に優先交渉権を与え、その次に得点が多い事業者を次点者とする。

6 契約に関する事項

(1) 契約の締結

優先交渉権者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、業務提案書の参考見積額以内にて、優先交渉権者と契約を締結する。なお、協議が不調となった場合には、次点者と契約交渉を行う。

(2) 契約保証金

有り

(3) 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

(4) 配置予定技術者

業務提案書に記載した配置予定技術者は、傷病、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできないものとする。

6 その他

(1) 費用負担

本プロポーザルの参加に必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類等は一切返却しない。また、提出書類の提出後の変更、再提出等は認めない。

イ 提出された業務提案書は、評価以外に提出者に無断で使用しないものとする。

ウ 業務提案書の提出後、睦沢町の判断によりヒアリングによる内容の確認、補足資料の提出を求めることがある。

エ 業務提案書の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、当該資料を提出した応募者が負うものとする。

(3) 本プロポーザルに関する追加的情報の提示

本プロポーザルに関して、追加すべき情報があった場合には、本プロポーザルホームページに掲載するものとする。